

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の実績 (平成26年6月末時点)について

平成26年9月25日

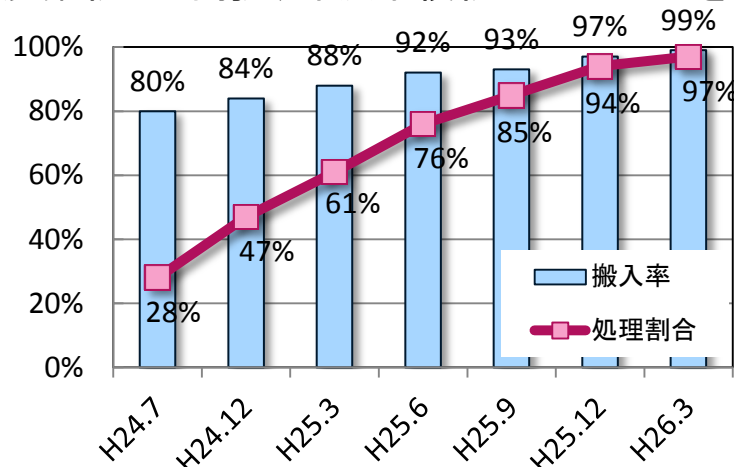
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 災害廃棄物対策チーム

東日本大震災における災害廃棄物処理について(概要)

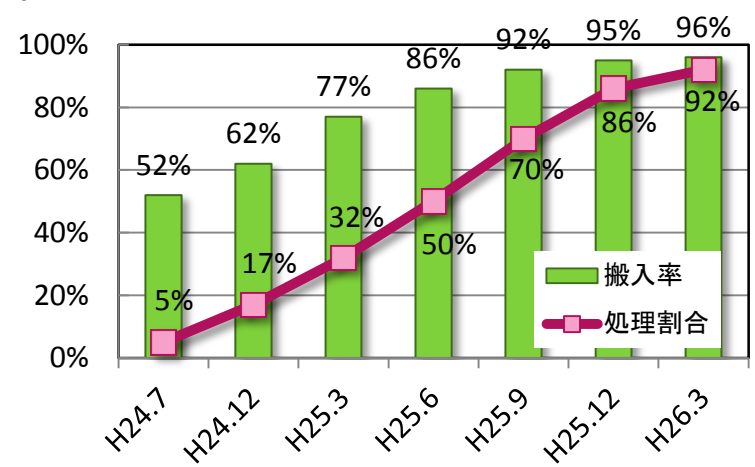
H26.4.25環境省

全体(13道県)での処理状況(平成26年3月末現在)

- 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県239市町村において災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1.1千万トンが発生。
- 目標期日(平成26年3月末)までに、岩手県・宮城県を含む12道県、231市町村において、災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。(福島県の一部地域(8市町村)においては、継続して処理を実施中。)
- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。



(a) 災害廃棄物の搬入率、処理割合の推移



(b) 津波堆積物の搬入率、処理割合の推移

災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況(13道県)

	都道府県数	市町村数	災害廃棄物等推計量(千トン)	処理完了市町村数	処理量(千トン)			
					再生利用	焼却	埋立	合計
災害廃棄物	13	239	20,188	231 (97%)	16,062 [82%]	2,384 [12%]	1,232 [6%]	19,679 (97%)
津波堆積物	6	36	11,016	32 (89%)	9,990 [99%]	—	114 [1%]	10,104 (92%)

注1: 処理完了市町村数、処理量の下段(%)は、それぞれ災害廃棄物等発生市町村中の割合、全体量に対する進捗割合を示す。

注2: 処理量の内訳の下段[%]は、処理量の合計に対する割合を示す。

13道県の災害廃棄物の種類別の内訳

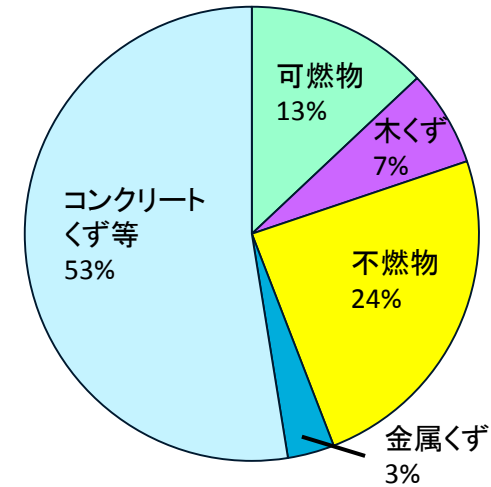
- 重量ベースでは、可燃系廃棄物が約2割、不燃系廃棄物が約8割。
- コンクリートくずが最も多く全体の半分強を占める。

可燃系廃棄物		不燃系廃棄物		
3,901 (約20%)		15,778 (約80%)		
可燃物	木くず	不燃物 ^{※1}	金属くず	コンクリートくず等 ^{※2}
2,554 (13%)	1,346 (7%)	4,783 (24%)	654 (3%)	10,340 (53%)

※1 漁網は不燃物に計上。

※2 コンクリートくず等にはアスファルトくず、瓦くずを含む。

単位：千トン



災害廃棄物の種類

13道県の災害廃棄物の処理の内訳

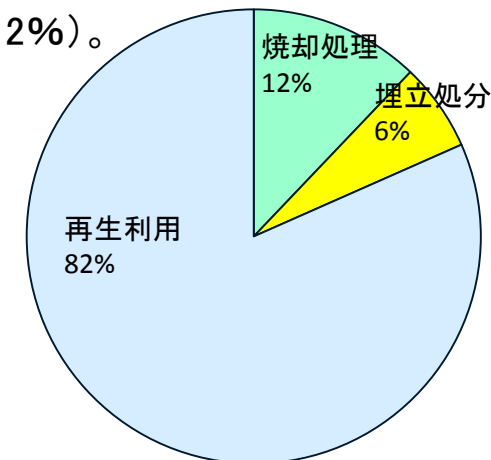
- 災害廃棄物全体の8割強を再生利用。
- 可燃系廃棄物のうち、焼却処理を行った割合は約62%（災害廃棄物全体の約12%）。
- 不燃物のうち、埋立処分を行った割合は約26%（災害廃棄物全体の約6%）。

焼却処理 (熱回収なし)	埋立処分	再生利用	再生利用の内訳	
			セメント 原燃料 ^{※4}	焼却処理 (熱回収あり)
2,384 (12%)	1,232 (6%)	16,062 (82%)	1,052 (5%) ^{※3}	228 (1%) ^{※3}

※3 処理全体に対するそれぞれの再生利用の割合。

※4 セメント原燃料の内訳は可燃物約231千トン、不燃物約821千トン。

単位：千トン



災害廃棄物の処理の内訳 3

3県沿岸市町村(岩手県・宮城県・福島県(避難区域を除く))での処理状況(平成26年3月末現在)

(1) 災害廃棄物について

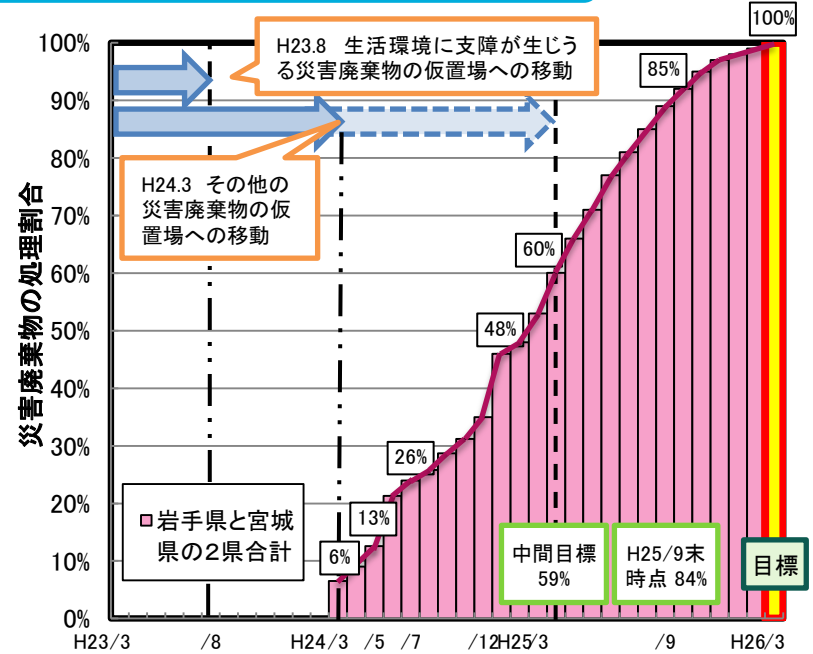
- 災害廃棄物の処理状況
岩手県:100%、宮城県:100%、福島県:74% (3県:97%)
- 3月末で岩手県と宮城県での処理が完了。
- 災害廃棄物の仮置場への搬入率は99%、32沿岸市町村のうち29市町村で搬入完了。仮置場の設置数は22箇所(福島県内のみ、最大時の7%)に減少。
- 福島県沿岸市町では、今後解体予定の家屋等を除き、災害廃棄物の仮置場への搬入を完了。

(2) 津波堆積物について

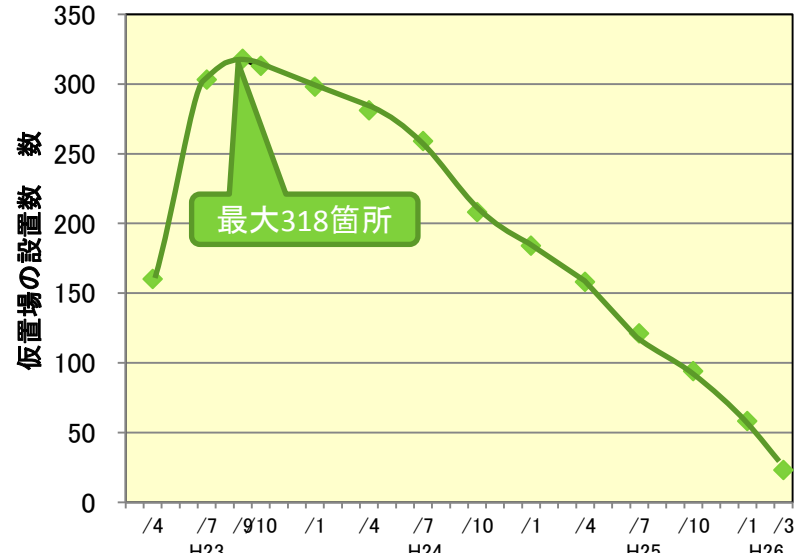
- 津波堆積物の処理状況
岩手県:100%、宮城県:100%、福島県:48% (3県:92%)
- 3月末で岩手県と宮城県の処理が完了。

3県沿岸市町村(岩手県・宮城県・福島県(避難区域を除く))の処理状況

	災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万t)	処理		推計量(万t)	処理		
			量(万t)	割合(%)		量(万t)	割合(%)	
岩手県	584	423	423	100	161	161	100	0
宮城県	1,869	1,111	1,111	100	758	758	100	0
福島県	349	173	128	74	175	84	48	22
合計	2,802	1,707	1,662	97	1,095	1,004	92	22



岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績



3県沿岸市町村(避難区域を除く)での仮置場の設置数の推移

被災地における処理

- 岩手県と宮城県に設置した31基の仮設焼却炉(合計4,854トン/日)と22箇所の破碎・選別施設は処理を完了。仮設焼却炉では、約177万トンの可燃物の焼却を実施(2県で発生した可燃物の約75%に相当)。
- 福島県では残り1基の仮設焼却炉(2基は処理完了)、2箇所の破碎・選別施設が稼働中。

広域処理

- 広域処理量は、約62万トン(うち、民間での受入量は約46万トン)。1都1府16県92件で実施。
- 可燃物・木くず(焼却)の1割強(仮設焼却炉の立地制約の大きな岩手県では25%)、不燃混合物や漁具・漁網(埋立)の4割強の処理に貢献。

災害廃棄物処理に占める広域処理の割合

	岩手県	宮城県	2県合計
可燃物・木くずの焼却	25%	8%	12%
不燃混合物等の埋立	57%	33%	43%

(H24年12月19日撮影)



(H25年8月5日撮影)



受入先自治体: 福岡県北九州市

広域処理事例: 宮城県石巻市川口町一次仮置場

再生利用

- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- 公共事業等(堤防復旧事業や海岸防災林復旧事業、石巻港港湾環境整備事業等)において、約1,339万トン(岩手県350万トン、宮城県905万トン、焼却灰の再生利用量は約42万トン。)を利用。
- 2県(広域処理分を含む)で合計102万トンの可燃物・不燃物をセメント原燃料として再生利用。

廃棄自動車の処理について

1. 被災自動車の処理状況(平成26年8月11日時点)について

東日本大震災による被災自動車のうち、所有者等により処理が行われないものについては、地元自治体が処理を行ってきた。

岩手県、宮城県及び福島県の沿岸市町村においてこれまでに仮置場に移動した被災自動車は累計で約7万1千台あり、平成26年8月までに当初予定されていた引取業者への引渡しについては全て完了したことを確認。

被災3県の沿岸市町村における被災自動車の処理状況(平成26年8月11日現在)

県名	岩手県	宮城県	福島県	合計
① これまでに仮置場に移動された被災自動車の数	約17,700台	約51,700台	約1,940台	約71,400台
② ①のうち、車両ナンバーや車検証、車台番号により所有者等が判明した被災自動車の数	約13,700台	約42,600台	約1,510台	約57,900台
③ ②のうち、所有者等に引き取られた(引き取られる予定の)被災自動車の数	約1,880台	約13,400台	331台	約15,600台
④ ②のうち、自治体が処分を行った(引取業者に引き渡した)被災自動車の数	約11,900台	約29,200台	約1,180台	約42,200台
⑤ ①のうち、車両ナンバーや車検証、車台番号が確認できず、所有者等が判明しない被災自動車の数	約3,960台	約9,100台	429台	約13,500台
⑥ ⑤のうち、自治体が処分を行った(引取業者に引き渡した)被災自動車の数	約3,960台	約9,100台	429台	約13,500台
⑦ 引渡し済みの被災自動車の数(③+④+⑥)	約17,700台	約51,700台	約1,940台	約71,400台

注1)数値は有効数字3ケタで表示しているため、合計が合わないことがある。

注2)旧警戒区域内は本調査の対象外。

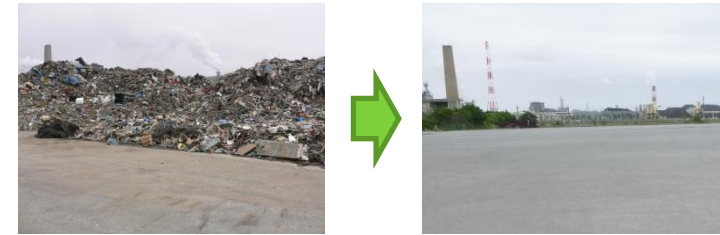
注3)上記の他、仮置き場に移動せず自治体に処分が委ねられた被災自動車が約630台、未だに陸上に放置されている被災自動車(処理完了後に新たに見つかったもの)が2台ある。

福島県(避難区域を除く)における災害廃棄物等の処理進捗状況

H26.8.29 環境省

(1)災害廃棄物について(平成26年7月末現在)

- 福島県(内陸部を含む)全体で、39市町村のうち、32市町村で災害廃棄物の処理完了(推計量の88%を完了)。
- 沿岸5市町では、新地町といわき市で災害廃棄物の仮置場への搬入を完了し、処理も概ね完了。
- 沿岸5市町で、災害廃棄物の処理が約139万トン、84%完了。うち、これまでに処理を実施した災害廃棄物の再生処理量は、約113万トンで、その割合は81%。



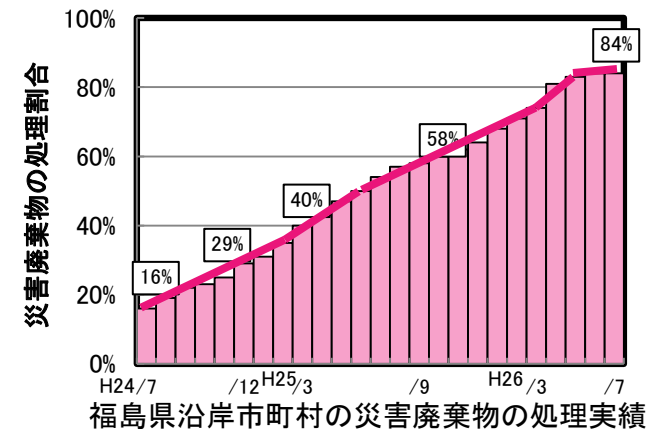
いわき市藤原埠頭仮置場

平成23年7月3日撮影

平成26年6月30日撮影

(2)津波堆積物について(平成26年7月末現在)

- 新地町、相馬市及びいわき市で、津波堆積物の仮置場への搬入が完了し、新地町では処理が完了。
- 沿岸5市町で、津波堆積物の処理が約87万トン、65%完了。うち、津波堆積物の再生処理量は、約82万トンで、その割合は94%。



(3)国の代行処理について

災害廃棄物処理特別措置法に基づき、4市町から災害廃棄物(可燃物)の代行処理の要請を受け、国が処理を実施中。

- 新地町:平成26年3月に仮設焼却炉(相馬市に設置)における可燃物の処理を完了。
- 相馬市:平成26年3月末までに大部分が処理完了。残りの災害廃棄物について、市の除染廃棄物等と混合焼却中。
- 広野町:仮設減容化処理施設の建設準備中。災害廃棄物運搬・保管業務について契約(7月11日)。
- 南相馬市:仮設焼却炉設置に向けて準備中。

()内は前月の数値 平成26年7月末現在

	災害廃棄物等推計量(万トン)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万トン)	処理		推計量(万トン)	処理		
			量(万トン)	割合(%)		量(万トン)	割合(%)	
沿岸5市町	299	165	139 (139)	84 (84)	134	87 (83)	65 (62)	18 (18)
福島県全体	406	271	240 (240)	88 (88)	(沿岸5市町のみ)			22 (22)

※南相馬市の災害廃棄物及び津波堆積物推計量の見直しが行われたため、前月の処理割合についても最新の推計量をもとに算出し直している。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の執行状況について

- 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県239市町村において災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1.1千万トンが発生。
- 目標期日(平成26年3月末)までに、岩手県・宮城県を含む12道県、231市町村において、災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。(福島県の一部地域(8市町村)においては、継続して処理を実施中。)
- 処理に要した予算の執行状況は、平成23年度が約2,677億円、平成24年度が約3,216億円、平成25年度が約3,441億円、3カ年合計で約9,334億円を執行。3年間の予算額に対し、約86.5%を執行(平成23年度～平成25年度の決算ベース)。

○災害等廃棄物処理事業費補助金の執行状況(平成26年4月30日時点)

(単位:億円)

	H23年度	H24年度	H25年度	合計
予算額※1	6,649	2,958	1,184	10,791
執行額※2	(4,334) 2,677	(3,544) 3,216	(3,638) 3,441	(11,516) 9,334
繰越額	3,723	3,387	707	—
不用額	249	79	422	750

平成25年度末時点で、災害廃棄物等の処理単価(1トンあたり)を試算すると、約3.7万円。

※平成25年度末時点での災害廃棄物の処理に要した総事業費を単純に処理量で割返したもの。
 ※今後、巨大災害の発生に係る検討の中で詳細に分析予定。
 ※最終的な所要額が確定していないため、福島県等での事業の進捗により変動がありえる。

※1 予算額は、当初(補正)予算額のみを記載し、執行額には過年度からの繰越予算に係る執行額を含む。
 ※2 執行額は、平成23年度～平成25年度の決算ベース。上段かっこ書きは、総事業費ベースの決算額を記載。

○13道県における災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況(平成26年3月末時点)

	都道府県数	市町村数	災害廃棄物等 推計量 (千トン)	処理完了 市町村数	処理量(千トン)			
					再生 利用	焼却	埋立	合計
災害 廃棄物	13	239	20,188	231 (97%)	16,062 [82%]	2,384 [12%]	1,232 [6%]	19,679 (97%)
津波 堆積物	6	36	11,016	32 (89%)	9,990 [99%]	—	114 [1%]	10,104 (92%)

注1: 処理完了市町村数、処理量の下段(%)は、それぞれ災害廃棄物等発生市町村中の割合、全体量に対する進捗割合を示す。
 注2: 処理量の内訳の下段[%]は、処理量の合計に対する割合を示す。